

令和3年度第5回

東京都私立学校審議会（第808回）

令和3年10月19日（火）

都庁第一本庁舎16階 特別会議室S4

午後 2 時57分開会

○近藤会長 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから、令和 3 年度第 5 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち15名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 それでは、本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 6 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 3 年10月19日付、東京都知事名。

記、1、大森家政専門学校の専門課程廃止及び目的変更認可について、大田区、ほか 5 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 6 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案第 1 号から議案第 6 号につきましては、各部会において了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第1号は、専修学校の課程廃止及び目的変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第1号、大森家政専門学校の専門課程廃止及び目的変更認可についてご説明いたします。

大森家政専門学校は、昭和55年10月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、専門課程廃止認可の申請と衛生高等課程新設に伴う学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、衛生高等課程美容師科設置に伴う文言を追加し「本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、実際生活に必要な服飾家政の知識、技術を修得する他、美容に関する理論と技術を修得する教育により、職業をとおして社会に貢献し得る有能な技術者を養成し、文化生活の向上を図ることを目的とする」に変更します。

学校の名称は、設置する課程が高等課程のみとなることから、要項2に記載のとおり、「大森家政専門学校」から「すず学園高等専修学校」に変更します。

課程（分野）の名称は、要項3に記載のとおり、「家政専門課程」を廃止し、「衛生高等課程」を設置します。

位置は、要項4に記載のとおりです。

課程の廃止及び目的変更の時期は、令和4年4月1日といたします。

変更の理由は、生徒数の減少により家政専門課程を廃止するとともに、衛生高等課程美容師科を設置するためです。

設置者は、学校法人鈴学園で、理事長は田中義明氏、校長は渋谷通江氏です。

家政専門課程の生徒の処置につきましては、要項9に記載のとおり、令和2年度末をもって全員卒業しております。

家政専門課程の教職員の処置につきましては、要項10に記載のとおり、同校高等課程に配置転換または退職します。

経費の見積り及び維持の方法は、要項11に記載のとおりです。

課程・学科の修業年限及び生徒定員につきましては、要項12に記載のとおり、家政専門課程を廃止するとともに、新たに衛生高等課程を設置し、修業年限3年、総定員96名の美容師科を設置いたします。これにより、総定員は100名から156名となります。

校地、校舎及び教職員組織については、要項13から要項15に記載のとおりです。

指導要録等につきましては、要項16に記載のとおり、設置者において保管いたします。

資産の処置につきましては、要項17に記載のとおり、高等課程において使用、または設置者において処置します。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

なお、補足説明をさせていただきます。

校舎につきましては、新たに衛生高等課程美容師科が使用する1号館は、全体の改修工事を行っております。学級数の減少を踏まえ、普通教室、実習室の数は減少しておりますが、教室をまとめて、1部屋当たりの面積を広くすることで教育環境を整えております。

2号館につきましては、引き続き家政高等課程が使用し、こちらも教室、面積ともに専修学校設置基準を充足しております。

教職員組織につきましては、全体人数に変更はございませんが、教員数は8名から9名に1名増員をしております。このほか、要項上の教員に加えて、3名の外部講師を採用する予定でございます。また、令和5年度より、専任教員を1名増員する予定でございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。ご質問のある方は、お名前をお願いいたします。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第2号及び議案第3号は、学校法人の解散認可及び専修学校の廃止認可でございます。

これらは関連する議案ですので、事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号及び議案第3号は、それぞれ関連する議案ですので、一括してご説明申し上げます。

これらの案件は、平成11年10月27日に法人設立認可を受けた学校法人木下未来学園を解散するとともに、同法人の設置する東京ヘアビューティ専門学校を廃止するものです。

初めに、学校法人木下未来学園の解散認可についてご説明いたします。議案第2号をご覧ください。

ださい。

学校法人の名称及び事務所の所在地は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

解散の時期は、認可のあった日といたします。

解散事由は、寄附行為に定める理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決によるものです。

清算人予定者は、要項 5 に記載のとおり、理事長の中村和俊氏、ほか理事 6 名です。

資産の処置については、要項 6 に記載のとおり、清算後に残余財産が生じたときは、私立学校法第 51 条第 1 項に基づき、学校法人中野学院に帰属させることといたします。

備考欄には、法人設立認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、東京ヘアビューティ専門学校の廃止についてご説明いたします。議案第 3 号をご覧ください。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は、学校法人木下未来学園で、理事長は中村和俊氏、校長は上原温志氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、令和 2 年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、学校廃止（認可）の日までに全員退職いたします。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、学校法人中野学院にて保管します。

資産の処置については、要項 10 に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員等を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 2 号及び第 3 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。ご質問のある方は、お名前をお願いします。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第 2 号及び議案第 3 号につきましては、その認可を適当と認める

旨、答申いたします。

次に、議案第4号は、専修学校の廃止認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、東京リハビリテーション専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

東京リハビリテーション専門学校は、平成13年3月23日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は、学校法人アゼリー学園で、理事長は来栖宏二氏、校長は宮森達夫氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和2年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、法人内で配置転換または退職します。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に小中高校関係の案件でございます。

議案第5号及び議案第6号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号についてご説明いたします。これは、学校法人立志舎が設置しております立志舎高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由は、要項6に記載のとおり、高等学校学習指導要領の改訂への対応及び選択科目の幅を広げ教育の充実を図るため、教育課程表の変更を行うものです。

変更の年月日は、要項7に記載のとおり、令和4年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8をご覧ください。学則第20条の別表を変更します。詳細については、要項別紙「教育課程新旧比較対照表」をご覧ください。

令和3年度までの入学生の教育課程は、別表Ⅰを適用し、教科「マルチベーシック」を追加するとともに、教科「公民」内に学校設定科目を1科目追加します。また、備考欄の文言を一部整理します。

令和4年度以降入学生については、別表Ⅱを適用し、高等学校学習指導要領の改訂に伴う変更を行います。

要項8に戻りまして、附則部分に施行日についての記載を加えます。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第5号についての説明を終わります。

○議案担当者 それでは、続きまして、議案第6号についてご説明いたします。これは、学校法人目黒日本大学学園が設置しております目黒日本大学高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。

1点目として、高等学校学習指導要領改訂に伴い、教育課程を変更いたします。

2点目として、きめ細かい学習指導を行うため、面接授業時間を変更いたします。

3点目として、コース制を廃止し、クラス名称を変更いたします。

4点目として、条文及び文言の整理を行います。

変更年月日につきましては、要項7に記載のとおり、令和4年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙「学則比較対照表」をご覧ください。学則第4条、第6条、第7条、第9条、第10条の各条について、軽微な文言の変更をいたします。

また、第14条の第2項について、その内容を授業料等に関する条項へ移行するとともに、新たに通信制課程から全日制課程への転籍について明記いたします。

さらに、第3項を転学に関する条文第15条として追加いたします。このため、この後、各条文が1つずつずれまますので、変更等がございます条文は、変更後の条番号によりご説明いたします。

第22条では、別表の教育課程の変更を行います。詳細につきましては、別紙「教育課程新旧比較対照表」をご参照ください。

学習指導要領の改訂に伴い、教育課程表を改定案のとおり変更いたします。

また、面接授業時間の変更について、備考欄に明記いたします。

さらに「スタンダード」コースを「アドバンス」及び「スタンダード」の2クラスに整理いたします。

別紙「学則比較対照表」にお戻りいただきまして、第25条、第28条では、軽微な文言の変更を行い、第29条は、授業料等の表を整理いたします。また、第14条から削った内容を第3項及び第4項として追加いたします。

また、第30条では、休学に関する文言の整理を行います。

要項にお戻りいただきまして、備考欄には、設置認可年月日並びに法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第6号についてのご説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 議案第5号及び議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、11月の開催日は、22日月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知をさせていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

緊急事態宣言が解かれましたけれども、感染になお注意して、皆さん頑張ってください。そして、対面でお会いできる日を楽しみにしております。

ありがとうございました。

午後3時19分閉会